

ステップ	内容	サポート業務
遺言書の有無の確認	公証証書遺言は、公証役場で存在の有無が確認できます。自筆証書遺言が見つかった場合、検認が必要です。	検認申立のアドバイス
↓		
相続財産の確認	不動産、預貯金だけでなく、マイナスの財産も洗い出し、財産目録を作ります。	財産の調査・目録の作成
↓		
相続人の確認	遺言書がない場合、被相続人の出生から死亡までの戸籍謄本等で、法定相続人を確定します。公正証書遺言で相続財産の相続人が指定されていれば、原則として、相続人の調査をしなくても手続を進めることができますが、念のため、法定相続人の確認をしておきます。	法定相続人の確定 相続関係説明図の作成
↓		
相続放棄の意向確認	相続財産の状況に応じて、相続を承認するかどうかを決めます。相続放棄をする場合は、相続が開始したことを知ってから3カ月以内に家庭裁判所に申述する必要があります。相続を単純承認する場合は、とくに手続は必要ありません。	相続放棄の申述のアドバイス
↓		
遺産分割協議の実施	遺産分割協議は、相続人全員の合意が必要です。遺産分割について全員の合意が得られたら、遺産分割協議書を作成して、合意の証拠として残します。遺言書があり、遺産分割の指定をされていても、相続人全員が同意すれば、遺言書と異なる遺産分割を行うことができます。	遺産分割協議書作成のための協議参加 遺産分割協議書の作成
↓		
遺産分割の実施 (財産の名義変更)	遺言や遺産分割協議の結果に従って、預貯金の解約・名義変更や不動産の所有権移転登記など、遺産分割の手続を行います。	遺言執行のサポート 必要書類の取得支援  * 不動産登記の手続は、司法書士をご紹介します
↓		
相続税の申告	相続によって取得した財産が基礎控除額を超える場合は、10カ月以内に相続税の申告・納税をする必要があります。	* 相続税の手続は、税理士をご紹介します